

# 耐水ケーブルネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款 平成25年5月1日改正

目 次	
第1章 総則（第1条～第3条）	
第2章 質保（第4条～第5条）	
第3章 付加機能（第6条）	
第4章 回線相互接続（第17条・第18条）	
第5章 利用中止及び利用停止（第19条・第20条）	
第6章 利用の制限（第21条）	
第7章 料金等	
第1節 料金（第22条）	
第2節 料金及び支払義務（第23条～第26条）	
第3節 延滞料（第27条・第28条）	
第8章 保守（第29条～第32条）	
第9章 損害賠償（第33条・第34条）	
第10章 個人情報の取扱い（第35条～第37条）	
第11章 雑則（第38条～第41条）	

## 第1章 総 則

(約款の適用)  
第1条 当社は、この有線テレビジョン放送施設（有線ケーブルビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信施設をいう。）の網路（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信施設であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。）と同一の網路を使用する電気通信回線施設を用いるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条第1項の規定に基づき郵政大臣に届け出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）並びに当社が別に定めた電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき郵政大臣の認可を受け、この約款を変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語の意味

1 電気通信設備  
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備

2 電気通信サービス  
電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他の電気通信設備を他人の通信の用に供すること

3 電気通信回線設備  
送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの方々

4 電気通信回線  
電気通信事業者が電気通信サービスの提供を受けるために使用的する電気通信回線設備

5 インターネット接続サービス  
主としてインターネット用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行なうための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス

6 インターネット接続サービス取扱所  
(1) インターネット接続サービスに関する業務を行なう当社の事業所

(2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行なう者の事業所

7 契約  
当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約

8 契約者  
当社と契約を締している者

9 契約者回線

当社との契約に基づいて設置される電気通信回線

10 端末設備  
契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内であるもの

11 端末接続装置  
端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備

12 自営端末設備  
契約者が設置した端末設備

13 自営電気通信設備  
第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

14 相互接続事業者  
当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者

15 技術基準等  
事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準

16 消費税相当額  
消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税率（昭和25年法律第226号）及び同法に規定する税率の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約  
(インターネット接続サービスの種類等)

第4条 契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等による。

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約につき1人に限ります。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

(最低利用期間)

第6条 インターネット接続サービスには、サービス内容に応じて最低利用期間を設定します。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除や変更があった場合は、別に定める違約金を支払っていただきます。

(契約回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置してこれを契約回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込みの方法)

第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行なうインターネット接続サー

ビス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- (2) 契約者回線の終端となる場所
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項  
(契約申込みの手順)

第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕がないときは、その承諾を終了することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約回線を設置し、又は保守をするところが技術上著しく困難なとき。

(2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることがあります。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの手順）の規定に準じて取り扱います。（契約者回線の移転）

第11条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2 契約者回線の移転の前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの手順）の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。（その他の契約内容の変更）

第12条 当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があつたときは、当社は、第9条（契約申込みの手順）の規定に準じて取り扱います。

3 当社は、前項の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。（契約の解約の解除）

第14条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

2 前項による契約の解約の場合、当社は、その検査結果、技術基準等に適合していないと認められていれば、契約回線又は当社の提供する電気通信回線設備のうち、自営端末設備及び自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信回線設備を接続する際の接続を終了しないとき。

3 当社は、前項の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

4 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

5 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

6 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

7 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

8 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

9 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

10 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

11 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

12 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

13 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

14 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

15 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

16 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

17 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

18 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

19 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

20 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

21 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

22 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

23 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

24 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

25 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

26 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

27 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

28 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

29 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

30 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

31 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

32 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

33 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

34 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

35 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

36 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

37 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

38 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

39 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

40 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

41 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

42 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

43 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

44 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

45 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

46 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

47 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

48 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

49 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

50 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

51 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

52 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

53 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

54 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

55 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

56 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

57 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

58 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

59 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

60 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

61 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

62 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

63 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

64 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

65 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

66 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

67 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

68 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

69 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

70 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

71 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

72 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

73 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

74 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

75 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

76 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

77 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

78 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

79 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

80 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

81 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

82 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

83 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

84 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

85 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

86 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

87 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

88 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

89 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

90 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

91 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

92 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

93 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

94 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

95 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

96 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

97 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

98 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

99 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

100 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

101 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

102 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

103 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

104 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

105 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

106 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

107 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

108 第14条の規定によつて、当社の書面に記載する行為を止めるとき。

109 第